

令和8年度 飯田市起業家ビジネスプランコンペティション募集要項

1 目的

起業家が保有する優れた事業計画を競わせ、新規性及び地域貢献性の高いものを選定の上、その起業を支援することにより、実現可能性及び安定運営性が高い新規事業の創出並びに飯田市における起業に必要な環境の整備を図り、もって飯田市の経済の持続的成長を促進する。なお、本年度においては、市内の喫緊の課題である空き家等の解消及び利活用を重点施策として位置づけ、空き家を事業拠点として活用し、地域コミュニティの維持や賑わいの創出に寄与するビジネスプランを積極的に支援する。

2 応募部門

以下の2つの応募部門のうち、いずれか1つにご応募ください。

(1) 起業家部門

これから飯田市内で起業する方、または事業開始後、初回の税務申告を終えていない中小企業・小規模事業者

(2) 新事業チャレンジ部門

業歴は問わず、中小企業・小規模事業者のうち令和8年4月1日以降に新たな製品・サービス開発や新市場開拓等によりビジネスモデルの転換・拡大に取り組む方

3 応募資格 ※必ず応募資格チェックシートをご提出ください。

次に掲げる項目にすべて該当する方

- (1) 起業家であること若しくはすでに創業されている者のうち、新規事業へチャレンジしようとしていること
- (2) 市長が定める日までに、飯田市の区域で起業すること若しくは新規事業を開始すること
- (3) 起業の日以後において、飯田市の区域に本社又は本店（個人事業主の場合は住所）を有すること
- (4) 市区町村税を滞納していないこと
- (5) 事業を行うに当たり必要な許認可等を有し（または取得予定）、かつ、法令等に違反していないこと
- (6) 公民権の停止を受けていないこと
- (7) 公の秩序または善良の風俗を害しない、社会通念上、相当と認められる事業を行うこと
- (8) 政治又は宗教活動等を本来の目的とする事業を行っていないこと。
- (9) 暴力団員等反社会的勢力と認められる者（関係している者を含む）でないこと及び反社会的勢力から出資等の資金提供を受けているまたは受ける予定がないこと
- (10) 「飯田市農村起業家支援補助金」の交付を受けている場合は、交付を受けた事業とは別の事業を申請する者であること
- (11) 過去3年間において、本事業による入賞の経歴がないこと

任意の団体で申請する場合は、代表者の名前の横に団体名を記載してご応募ください。

4 応募者への支援と表彰 ※第一次審査の資料提出をもって正式な「受付」とします

(1) 応募者全員への支援

応募者すべてに、以下の支援を行います。

- ① 起業家ビジネスプラン審査会の審査委員からの書面によるアドバイス
- ② 専門家・有識者の紹介
- ③ 開業手続き支援
- ④ 起業、新事業創出のためのネットワーク作りの支援

(2) 表彰者への支援

優秀なビジネスプランを作成した応募者を支援対象者として表彰し、以下の支援を行います。

- ① 起業奨励金の交付
- ② 受賞を賞する盾の交付

- ③ 記者会見や広報、起業情報発信サイト「I-Port.biz ハジメマシテ、飯田」等による事業の周知
 - ④ 写真1枚と50字程度の入賞した事業に関するコメントを飯田市として発信
- (3) 表彰について
- ① 応募のあった中から入賞者を各部門で以下のとおり選出します。
 - 『起業家部門』…………… 最大5者
 - 『新事業チャレンジ部門』……… 最大3者
 ただし、応募状況や審査の結果、予算の範囲内において入賞者数を部門間で調整する場合があります。また、審査の結果により「起業奨励金の交付を伴わない表彰者」の選出又は「表彰者なし」の場合もあります（必ず表彰者を選出するものではありません）。
 - ② 最優秀賞として、両部門の入賞者の中から最も優秀な者を1者選出します。ただし、審査の結果により、「最優秀賞なし」の場合もあります。
 - ③ 空き家活用加算について
 - 入賞者のうち飯田市内の空き家を活用することが認められた場合、奨励金に10万円を加算します。
- ア 空き家の要件
- 飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例（平成27年飯田市条例第8号）第2条第1号に規定する空家等のうち、原則として1年以上使用されていないもの。ただし、建物所有者の死亡により空家等となったものについては、不使用期間は問わないものとする。なお、上記を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合は加算の対象外とする。
- (ア) 空き店舗（主として商業、営業の用に供されていた建築物）
 - (イ) 飯田市空き家バンクに掲載されている物件
 - (ウ) その他本市が実施する空き家等に関する補助制度の対象となる物件
- イ 活用の要件
- 事業拠点として利用するために、令和7年1月1日以降、起業奨励金の申請日までに第三者との間で当該物件の売買契約または賃貸借契約を締結していること。実績報告の提出期限までに当該物件において、改修工事等の着工、または事業拠点としての活用が確認できること。ただし、本人または三親等内の親族が所有する物件及び相続又は生前贈与により取得した物件を除く。
- ④ 起業奨励金の交付金額については、飯田市起業家ビジネスプラン審査会で審議のうえ、市長が決定します。
 - ・ 起業家部門最大50万円×最大5者
 - ・ 新事業チャレンジ部門最大50万円×最大3者
 - ・ 最優秀賞1者50万円
 ※最優秀賞受賞者には各部門の奨励金に加えて50万円の奨励金を交付します。
 - ・ 空き家活用加算10万円×最大8者
 ※空き家活用加算は各部門の奨励金に加えて10万円の奨励金を交付します。
- (4) 起業奨励金の使途について
- 次のいずれにも該当する創業に係る経費
- ① 起業、事業活動に直接関わる経費
 - ② 起業準備、事業開始に必要な経費であること
 - ③ 市長が必要と認める経費
- ただし、以下のいずれかに該当するものは対象外となります
- ① 汎用性が高く、使用目的がビジネスプランの遂行に必要なものと特定できない経費
 - ② 他の機関又は制度において助成を受けた経費
 - ③ 租税公課（商業登記の登録免許税を除く）
 - ④ これまで交付を受けた補助金、もしくは現在申請をしている補助金等との重複がある経費。
 - ⑤ 公的な支援の対象として、市長が不適当と認める経費

【例示】

経費区分	内容
店舗賃借料	■対象経費

	市内での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料 ※対象外経費 ・賃貸借契約に関する敷金、礼金、保証料、保険料、本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる借入費用 等
設備費	■対象経費 市内での店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用 市内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用 ※対象外経費 ・応募事業以外での汎用性が高い物品 ・不動産の購入費
原材料費	■対象経費 試作品等の製作に係る原材料費 ※対象外経費 ・通常の営業、販売のための原材料仕入とみなされるもの 等
知的財産等 関連経費	■対象経費 特許権等知的財産権の取得に要する費用 ※対象外経費 ・出願手数料 等
専門家費	■対象経費 専門家等に支払う経費・旅費（当事業実施のための謝金及び必要経費） ※対象外経費 ・税務申告・決算書作成のための税理士・公認会計士費用等 ・訴訟のための弁護士費用 ・本支援金の応募に関する書類作成代行費用
外注・委託費	■対象経費 試験開発費、試供品等製作費、デザイン費、WEBコンテンツ制作費、市場動向調査費
広報費	■対象経費 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費

(注意事項)

- ・当表に該当する経費であっても、審査等により対象外となることがあります。
- ・店舗等借入費用及び設備費用について、住居兼店舗・事務所の場合は、事業の用途に供される部分に関する経費に限ります。
- ・交付決定日より前に発注・支出した経費は対象外となります。ただし、一次審査書類（様式4）に記載した経費に限り、奨励金の交付決定前に支出した場合でも経費の対象として認定します（必ず領収書や物品等の写真を保存しておいてください）。
- ・起業奨励金は実績報告（令和9年3月12日）までに使用（支払の完了）をお願いします。

(5) 起業奨励金の交付条件

次のいずれにも該当すること。

- ① 令和9年3月末までに、飯田市内に応募事業を開始したことが確認できること。
- ② 開業の日以後には飯田市内に法人設立登記（個人事業主の場合は住民登録及び開業届の提出）を行っていること。
- ③ 奨励金申請日時点で飯田商工会議所又は飯田商工会議所支部の会員となっていること。
- ④ その他応募資格の要件を満たしていること。

5 スケジュール

次のスケジュールでビジネスプランコンペティションを実施します。

エントリー期間	令和8年6月3日（水）～ 令和8年6月26日（金）17:00 必着
飯田商工会議所の経営指導員による指導を受ける期間 エントリーシートの提出日～令和8年7月24日（金）	

第一次審査の書類提出	令和8年7月24日（金）17:00 必着
第一次審査（書類審査）	令和8年8月下旬（予定）
第二次審査（プレゼンテーションと面接審査）※プレゼン時間は7分程度となります。	令和8年9月下旬（予定）
審査結果発表・表彰	令和8年10月下旬 ※記者発表あり
起業奨励金説明会への参加	令和8年10月下旬 ※表彰式終了後に実施
起業奨励金の申請	令和9年2月5日（金）17:00 必着
起業奨励金の使途に関する報告書の提出	令和9年3月12日（金）17:00 必着

※日程は、変更となる場合があります。

※第二次審査は、第一次審査を通過した方が対象となります。

6 審査

(1) 飯田市起業家ビジネスプラン審査会

応募者のビジネスプランを審査するため、飯田市起業家ビジネスプラン審査会（以下「審査会」という。）を設置します。審査委員は、起業支援事業者（経済団体等）、有識者などで構成します。

(2) 審査方法

次の方法により実施します。

第一次審査 （書類審査）	提出された第一次審査書類を審査会で協議の上、審査します。
第二次審査 （公開プレゼンテーションと面接審査）	第一次審査を通過された方が対象となります。 パワーポイントや製品・商品などを用いて、事業内容等を詳しく説明していただきます。 なお、審査会で審査委員からの質問に回答していただきます。

(3) 審査基準

第一次審査、第二次審査を通して、次の**3つの観点**から審査します。

① 新規性に対する評価

新規性、独創性、競合優位性など

② 地域貢献性に対する評価

地域社会への貢献度、地域資源の活用、環境貢献性、雇用の維持・創出など

③ 実現可能性及び安定運営性に対する評価

販売戦略、市場性、採算性、持続性・成長性、財務計画、起業家の知識、能力、意欲、経験など

(4) 審査に際しての注意事項

- ① 提出された書類等は返却いたしませんので、控えは各自の責任でご準備ください。
- ② 審査結果と審査会による評価を事務局より応募者全員にご連絡いたします。ビジネスプランのブラッシュアップにご活用ください。

- ③ 二次審査を受けられる方は、新たにプレゼンテーション用の資料をご用意ください。様式、形式、体裁、枚数等は自由とします。なお、プレゼンテーションの発表者は、応募者本人（団体の場合は代表者）とします。

7 応募及び提出書類

(1) 応募の流れ

- ① エントリーシート及び市税完納証明書の提出 ※応募資格を必ずご確認ください。
 エントリーシート（PDF形式）と市税完納証明書を期間内に工業課まで提出してください。エントリーシートは、飯田市のホームページからダウンロードをお願いします。
- ② 起業講座の受講
起業家部門に応募される場合は、令和8年6月13日（土）、6月20日（土）、7月4日（土）に開催する起業講座「いいだ創業塾」を受けて頂くと創業前の準備の参考になるため、受講をお勧めしています。
- ③ 経営指導員による指導
一次審査の書類の作成に関しては飯田商工会議所の経営指導員によるアドバイスを受けることができます。
- ④ 一次審査の書類提出
 一次審査の書類（PDF形式）を期間内に工業課までEメール等により提出してください。

(2) 提出書類

- ① 応募資格チェックシート・エントリーシート（様式1）

■ 提出日：令和8年6月26日（金）17時必着

提出書類	部数	様式
飯田市起業家ビジネスプランコンペティションエントリーシート	1	PDF
応募者の市区町村税の完納証明書	1	原本

- ② 第一次審査の書類（様式2～5）

■ 提出日：令和8年7月24日（金）17時必着

提出書類	部数	様式
第一次審査の書類 （様式2はA4用紙片面最大4ページまで）	1	PDF

- ③ 第二次審査用の資料（第一次審査を通過された方に提出していただきます）

■ 詳細は、対象者に直接ご連絡します。

提出書類
第一次審査後に審査委員より求められた追加資料
プレゼンテーションに必要な資料（任意）

- ④ 表彰者用（表彰者に提出していただきます）

■ 提出日及び提出書類は、表彰者に直接ご連絡します。

提出書類	部数
事業に必要な許認可等の写し（※1）	1
その他市長が求める書類（※2）	

（※1）事業に許認可等が必要な場合に提出してください。なお、まだ許認可等を受けていない場合は、事業を開始するまでに提出してください。

（※2）個人情報及びビジネスプランに関する確認書、起業奨励金の交付に係る書類など

8 応募に際しての注意事項

- (1) エントリーシート及び提出書類（以下提出書類）の記入は日本語とします。
- (2) 提出書類は返却いたしませんので、控えは各自の責任でご準備ください。
- (3) 提出書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。応募されたビジネスプラン等は、原則として審査会及び飯田市が実施する広報などで公表されることに同意したものと取り扱います。
- (4) 応募に際して、参加料はかかりませんが、本事業の参加に係る一切の経費（ビジネスプラン等の書類作成費、通信費、郵送料、交通費等）は、応募者の負担となります。
- (5) 飯田市は、提出書類に係る内容について応募者に対価を支払うことなく記録及び保存します。
- (6) 提出書類の知的財産権等は応募者に帰属します。提出書類の内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合は、応募者の責任において対応してください。飯田市は一切責任を負いません。
- (7) 表彰者の氏名（事業所名）及びビジネスプランの概要については、市の広報及びホームページ、報道機関等に公開します。公開により生じたトラブルについては、飯田市は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (8) 次に該当する場合は、応募を無効または表彰の付与を取り消します。
 - ア 応募資格に違反する事項があった場合
 - イ 本事業の目的を損なう行為または虚偽の記載等があった場合
 - ウ 公民権が停止された者や、法令違反や反社会的勢力との関係など、社会通念上、表彰者としてふさわしくないと認められた場合
 - エ 第二次審査を辞退または理由なく欠席した場合
- (9) 審査結果と審査会による評価を事務局より応募者全員に書面でご連絡いたします。ただし審査委員に直接お問い合わせいただくことはできません。
- (10) 審査結果の問い合わせ及び選定等に関する異議、質問等は受け付けません。
- (11) 起業奨励金は、飯田市からの出資や融資ではありません。
- (12) 起業奨励金に関する税務上の取り扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。
- (13) 公的資金で助成する事業として、起業奨励金交付後、経営状況を確認できる書類（決算書、確定申告書等）や用途に関する証拠書類の提出を求めることがあります。
- (14) 起業奨励金を起業・新事業（当該ビジネスプランの事業）以外の目的に使用した場合は、返還を求めます。
- (15) 表彰は、事業の成功を約束するものではありません。また、資金調達（融資）を約束するものでもありません。融資については、別に金融機関の審査を受ける必要があります。